

輪島市監査公表第14号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年11月16日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年11月8日（水） 漆器商工課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○輪島市の漆器業界は輪島塗若手後継者の減少が課題となっている。市としても後継者育成支援事業、漆芸作家活動支援事業など様々な事業を立ち上げ支援しているが、申請件数が少ないのが現状である。多くの事業者を利用してもらえるように、事業内容や補助金額の見直しを始め、制度の周知などについても今後も努力されることを期待したい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。